

平成27年度市税等納期限一覧表(牛久市)

年月日	税目・使用料・保険料等(期別)
平成27年(2015) 4月27日(月)	介護保険料(1期) 市立幼稚園授業料(4月分)／プール利用負担金(5月分)
4月30日(木)	固定資産税(1期)／国民健康保険税(1期)／保育料(4月分)／住宅使用料(4月分)
5月26日(火)	市立幼稚園授業料(5月分)／プール利用負担金(6月分)
6月 1日(月)	軽自動車税／給食費(4・5月分)／保育料(5月分)／住宅使用料(5月分)
6月26日(金)	介護保険料(2期) 市立幼稚園授業料(6月分)／プール利用負担金(7月分)
6月30日(火)	市県民税(1期)／国民健康保険税(2期) 給食費(6月分)／保育料(6月分)／住宅使用料(6月分)
7月27日(月)	後期高齢者医療保険料(1期) 市立幼稚園授業料(7月分)／プール利用負担金(8月分)
7月31日(金)	固定資産税(2期)／下水道受益者負担金(1期) 給食費(7月分)／保育料(7月分)／住宅使用料(7月分)
8月26日(水)	介護保険料(3期)／後期高齢者医療保険料(2期) 市立幼稚園授業料(8月分)／プール利用負担金(9月分)
8月31日(月)	市県民税(2期)／国民健康保険税(3期)／保育料(8月分)／住宅使用料(8月分)
9月28日(月)	後期高齢者医療保険料(3期) 市立幼稚園授業料(9月分)／プール利用負担金(10月分)
9月30日(水)	国民健康保険税(4期)／下水道受益者負担金(2期) 給食費(9月分)／保育料(9月分)／住宅使用料(9月分)
10月26日(月)	介護保険料(4期)／後期高齢者医療保険料(4期) 市立幼稚園授業料(10月分)／プール利用負担金(11月分)
11月 2日(月)	市県民税(3期)／国民健康保険税(5期) 給食費(10月分)／保育料(10月分)／住宅使用料(10月分)
11月26日(木)	後期高齢者医療保険料(5期) 市立幼稚園授業料(11月分)／プール利用負担金(12月分)
11月30日(月)	国民健康保険税(6期)／下水道受益者負担金(3期) 給食費(11月分)／保育料(11月分)／住宅使用料(11月分)
12月25日(金)	固定資産税(3期)／国民健康保険税(7期)／給食費(12月分)
12月28日(月)	介護保険料(5期)／後期高齢者医療保険料(6期) 市立幼稚園授業料(12月分) 保育料(12月分)／住宅使用料(12月分)／プール利用負担金(1月分)
平成28年(2016) 1月26日(火)	後期高齢者医療保険料(7期) 市立幼稚園授業料(1月分)／プール利用負担金(2月分)
2月 1日(月)	市県民税(4期)／国民健康保険税(8期)／下水道受益者負担金(4期) 給食費(1月分)／保育料(1月分)／住宅使用料(1月分)
2月26日(金)	介護保険料(6期)／後期高齢者医療保険料(8期) 市立幼稚園授業料(2月分)／プール利用負担金(3月分)
2月29日(月)	固定資産税(4期)／国民健康保険税(9期) 給食費(2月分)／保育料(2月分)／住宅使用料(2月分)
3月28日(月)	市立幼稚園授業料(3月分)／プール利用負担金(4月分)
3月31日(木)	給食費(3月分)／保育料(3月分)／住宅使用料(3月分)

(注)①口座振替日は納期限と同日となります。ただし保育料・住宅使用料は毎月26日(土・日、祝日の場合は翌平日)が口座振替日となります。

②プール利用負担金とは、「ひたち野うしく小学校」のプール利用負担金のことです。

(12ページへ続く)



①コンビニ納付ができるようになりました

問 会計課 ☎内線3604

▶ 取り扱い税目等

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| ○市県民税(普通徴収) | ○固定資産税・都市計画税 | ○軽自動車税 |
| ○国民健康保険税 | ○介護保険料 | ○後期高齢者医療保険料 |

▶ 次の項目に該当する場合、コンビニでは納付できません

- ・バーコードの印字がない場合または、印字されていても読み取りできない場合。
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合。
- ・前納報奨金を差し引いて納付する場合(固定資産税・都市計画税および市県民税(普通徴収))。
- ・納付書記載の「ゆうちょ銀行等取扱期限」を過ぎた場合。

▶ ご注意ください

コンビニ対応納付書のため単票になっています。納期と納付書を十分ご確認の上、お納めください。



②納付は便利な口座振替で

問 会計課 ☎内線3604

口座振替を申し込みすると、納期限に預(貯)金口座から振替されますので、納め忘れがなくなります。お申し込みは、牛久市役所または下記の金融機関で取り扱っています。

- | | | | |
|----------|---------|-------------|-------------|
| ○筑波銀行 | ○常陽銀行 | ○みずほ銀行 | ○三菱東京UFJ銀行 |
| ○三井住友銀行 | ○りそな銀行 | ○埼玉りそな銀行 | ○水戸信用金庫 |
| ○茨城県信用組合 | ○中央労働金庫 | ○毫ヶ崎市農業協同組合 | ○ゆうちょ銀行・郵便局 |

※各本支店から振替ができます。

※振替開始・解約は、依頼書を納期限の40日前までに申し込みした分(20日までに申し込みした月の翌月分)からとなります。



③口座振替をご利用の方へ

問 会計課 ☎内線3604

- ①軽自動車税の車検用納付証明書は、6月10日ごろ発送します。
- ②確定申告用の社会保険料控除証明書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)は、1月20日ごろ発送します。
- ③残高不足などを理由に振替ができなかった方には、口座振替不能通知(現金納付用)を発行します。振替ができない状態が続きますと、振替登録を解除させていただく場合があります。
- ④領収書(口座振替納付分)は、平成21年度から廃止となりました。



④軽自動車をお持ちの方へ

問 会計課 ☎内線3604

5月中旬発送の納税通知書兼領収書以外には継続検査(車検)用の納税証明書は付いていません。

上記、納税通知書兼領収書以外で納付された方は、領収書を持参の上、牛久市総合窓口課で継続検査(車検)用の納税証明書(無料)の請求をお願いします。



⑤督促手数料改正のお知らせ

問 収納課 ☎内線1061、1062

平成26年4月から督促手数料は、50円から100円に改正されました。納期限内納付をお願いします。



⑥前納報奨金制度について

問 収納課 ☎内線1061、1062

平成19年4月1日から、固定資産税・都市計画税および市県民税(普通徴収)の「納期前納付(前納)報奨金制度」を実施しています(交付率0.2%とし、限度額は5万円です)。

また、平成21年度から、市県民税の年金特別徴収(天引き)が始まりました。特別徴収分は、前納報奨金に該当しませんのでご了承ください。